

別表十二(十)

「7」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

別表十二(十) 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

保 險 等 の 種 類	1						合 計
異常危険準備金繰越額の計算	期首異常危険準備金の金額	2	円	円	円	円	円
当期益金算入額	異常災害損失等の補填額	3					
	同上以外の場合による益金算入額	4					
	計	5					
	(3)+(4)						
	10年洗替前の期首異常危険準備金繰越額	6					
	(2)-(5)						
当期積立限度額	当期積立額	7					
当期積立限度額	正味収入保険料等	8					
	積立率	9	()	()	()	()	()
	積立限度額	10	円	円	円	円	円
	(8)×(9)						
	差引積立限度超過額	11					円
	(7)-(10)						
10年洗替前の異常危険準備金の金額	12						
	(11)						
同	<p>「7」欄</p> <p>保険会社等の異常危険準備金の損金算入を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の55第1項」※1又は「第68条の55第13項」※2</p> <p>② 「区分番号」欄：「10197」</p> <p>③ 「適用額」欄：「7」欄の金額（「10」欄の金額を超える場合には、同欄の金額）</p> <p>※1 ※2に該当するもの以外</p> <p>※2 分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合</p>						
上	： 期分	21					
の	： 期分	22					
内	： 期分	23					円
記	「7」欄	23					円
積立後10年を経過した	<p>「7」欄</p> <p>原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の損金算入を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の56第1項」※1又は「第68条の56第9項」※2</p> <p>② 「区分番号」欄：「10198」</p> <p>③ 「適用額」欄：「7」欄の金額（「10」欄の金額を超える場合には、同欄の金額）</p> <p>※1 ※2に該当するもの以外</p> <p>※2 分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合</p>						
限度	<p>※1 ※2に該当するもの以外</p> <p>※2 分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合</p>						
期末異常危険準備金の金額	(6)+(7)-(7)	28					
貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている異常危険準備金	29					
	差引	30					
	(29)-(28)						
	貸借対照表の取崩不足額	31					
	((5)+(26))-((7)-(29)-前期の(29))						
当期分	当期に生じた差額の合計額	32					
	(11)+(31)						
前分	前期末における差額	33					
前期分	(前期の(30))						